

奈良市公報

第67号

令和4年3月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
2	1	63	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
2	1	64	奈良市森林整備計画の公衆縦覧	農政課
2	1	65	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
2	2	66	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告	地域づくり推進課
2	3	67	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
2	3	68	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
2	3	69	障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
2	3	70	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (更新)	障がい福祉課
2	3	71	障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
2	4	72	放置自転車等の保管	環境政策課
2	7	73	放置自転車等の保管	環境政策課
2	7	74	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
2	7	75	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
2	8	76	放置自転車等の保管	環境政策課
2	8	77	住居番号の設定	市民課
2	8	78	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
2	8	79	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
2	8	80	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2	8	81	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
2	9	82	令和3年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2	9	83	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
2	9	84	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
2	9	85	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	9	86	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課

2	9	87	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2	10	88	放置自転車等の保管	環境政策課
2	10	89	放置自転車等の処分	環境政策課
2	14	90	放置自転車等の保管	環境政策課
2	15	91	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	15	92	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
2	1	4	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	3	2	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
2	14	3	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
2	14	5	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
2	9	2	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	15	3	奈良市長選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の修正の要旨	
2	15	4	奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の修正の要旨	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	4	2	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第63号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和4年2月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和4年2月1日(火)から令和4年2月15日(火)までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和4年2月1日(火)から令和4年2月15日(火)まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。)があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。)

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

オ 市営住宅 心身障害者世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 入居の申込みをする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次の a から c までのいずれかに該当する者であり、かつ、屋内及び屋外での車いす常用者であること。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで）

b 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者）

c 精神科の診療に経験を有する医師等により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者

(ウ) ア(イ)から(オ)の条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

ただし、基準日（令和3年1月1日）時点において奈良市内に住民登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和2年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外

の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること。）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

（令和4年2月1日掲示済）

奈良市告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和4年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農政課

2 縦覧期間

令和4年2月1日から令和4年2月28日まで

(令和4年2月1日掲示済)

奈良市告示第65号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108870	通所介護	株式会社 HSG	奈良県奈良市六条三丁目1番15号	リゾートデイサービス ハッピーライフ plus	奈良県奈良市六条二丁目10番9号
2970108862	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	株式会社ヤマシタ	静岡県島田市中河737番地	株式会社ヤマシタ 奈良西大寺営業所	奈良県奈良市三条大路五丁目3番1号

2 指定年月日 令和4年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108862	介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	株式会社ヤマシタ	静岡県島田市中河737番地	株式会社ヤマシタ 奈良西大寺営業所	奈良県奈良市三条大路五丁目3番1号

(令和4年2月1日掲示済)

奈良市告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和4年2月2日

奈良市長 仲川元庸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：下山町自治会

区域：奈良市山町1番地から236番地まで及び634番地から645番地まで、同市田中町433番地及び455番地から465番地まで、同市柴屋町30番地から37番地まで及び157番地並びに同市窪之庄町856番地とする。

主たる事務所の所在地：奈良市山町109番地

2 申請不動産に関する事項

別紙のとおり

- 3 公告期間 告示日から3ヶ月間
 令和4年2月2日から令和4年5月1日まで
- 4 異議を述べることができる者の範囲
 異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者
- 5 異議を述べる方法
 奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。
- 6 異議申出書の提出先
 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市 市民部 地域づくり推進課
 別紙省略

(令和4年2月2日揭示済)

奈良市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション穩笑	奈良県奈良市押熊町395番1 梅守マンション203号	令和3年 11月1日
訪問看護ステーション七葉	奈良県奈良市石木町580番地	令和4年 1月1日

(令和4年2月3日揭示済)

奈良市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
東 輝男	奈良県奈良市鶴舞東町2-13 ヴィブビル205号	柔道整復	令和3年 12月28日
あずま整骨院			

(令和4年2月3日揭示済)

奈良市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
	合同会社		奈良県奈	訪問介護		奈良市古	重度訪問	令和10年

2910103353	訪問介護 ステーション碧	630-8424	良市古市 町1647 番地の1 1	ステー ション碧	630-8424	市町164 7番地の 11	介護行動 援護	1月31日
2910103619	合同会社 ku-chi	630-8423	奈良県奈 良市出屋 敷町17- 98	短期入所 たいむ	630-8423	奈良市出 屋敷町 17-98	短期入所	令和10年 1月31日
2910103627	合同会社 EISEI	631-0072	奈良県奈 良市二名 四丁目1 360番地 の13	1st relation	631-0063	奈良市帝 塚山中町 6番23号	就労継続 支援B型	令和10年 1月31日
2910103635	T.P.O.S合 同会社	619-1142	京都府木 津川市加 茂町大野 内畑18 番地	介護ステ ーション がじゅま る	630-8113	奈良市法 蓮町433 -1グロ ーリー新 大宮310	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	令和10年 1月31日
2910103643	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良県奈 良市奈良 阪町253 2番地の 3	障害者支 援施設朱 音	630-8104	奈良市奈 良阪町 2575-5	生活介護 施設入所 支援	令和10年 1月31日
2920100522	社会福祉 法人晃宝 会	630-2175	奈良県奈 良市茗荷 町808番 地1	ハーネ中 御門	630-8292	奈良市中 御門町 16-1	共同生活 援助	令和10年 1月31日

(令和4年2月3日揭示済)

奈良市告示第70号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定(更新)したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950170775	株式会社 GOODY	631-0041	奈良県奈 良市学園 大和町3- 213	子ども発 達支援教 室Goody	631-0041	奈良市学 園大和町 3-213	児童発達 支援放課 後等デイ サービス	令和10年 1月31日

(令和4年2月3日揭示済)

奈良市告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100474	株式会社 サポート サービス	630-8114	奈良県奈良 市芝辻町 1- 1-21	サポート 介護セン ター	630-8114	奈良県奈良 市芝辻町 1- 1-21	居宅介護 重度訪問介 護

2 廃止年月日 令和4年1月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103460	合同会社 愛司	630-8122	奈良県奈良 市三条本町 7番 20-601 号	つながり	630-8122	奈良県奈良 市三条本町 7 番 20-601号	居宅介護 重度訪問介 護

(令和4年2月3日揭示済)

奈良市告示第72号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年2月4日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年2月4日揭示済)

奈良市告示第73号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区

域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年2月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年2月7日揭示済)

奈良市告示第74号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月7日

奈良市長 仲川元庸

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

奈良農業振興地域整備計画

2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

(令和4年2月7日揭示済)

奈良市告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年2月7日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

長谷町自治会

2 規約に定める目的

自治会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

- (1) レクリエーション、文化活動等による住民相互の親睦に関する事
- (2) 交通安全、防犯、防火等に関する事
- (3) 美化、草刈り、清掃等の環境整備に関する事
- (4) 有害獣駆除に関する事
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事
- (6) その他目的に必要な事業に関する事

3 区域

この会の区域は、奈良市長谷町の全区域とする。

4 事務所

自治会の事務所は、奈良市長谷町 1032 番地の 1、長谷町集会所内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 山中 好明
奈良市長谷町 1028 番地の 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

本自治会は、地方自治法第 260 条の 21 の規定に基づき全正会員の 4 分の 3 以上の賛成で決議をした場合に限り解散することができるものとする。

9 認可年月日

令和4年2月7日

(令和4年2月7日掲示済)

奈良市告示第76号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年2月8日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第77号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
富雄北二丁目7番31号	あやめ池南五丁目1番51号	七条西町一丁目13番2号
六条西一丁目12番43号	六条西三丁目23番32号	松陽台二丁目13番6号
三条本町1番86-8号	六条西三丁目23番30号	若葉台四丁目5番17号
中登美ヶ丘五丁目29番20号	六条西三丁目23番29号	若葉台四丁目5番16号
中登美ヶ丘五丁目29番19号	六条西三丁目23番28号	西大寺芝町一丁目2番35号
中登美ヶ丘五丁目29番18号	六条西三丁目23番27号	疋田町一丁目7番3-1号
中登美ヶ丘五丁目29番17号	西大寺南町6番1-室番号	恋の窪二丁目5番14号
中登美ヶ丘五丁目29番16号	三条松町1番9号	五条畑一丁目33番5号
中登美ヶ丘五丁目29番15号	百楽園三丁目9番12号	登美ヶ丘二丁目2番8号
中登美ヶ丘五丁目29番14号	西大寺芝町二丁目2番17号	登美ヶ丘二丁目2番8-1号
中登美ヶ丘五丁目29番12号	西大寺芝町二丁目2番16号	富雄元町一丁目5番30-3号
中登美ヶ丘五丁目29番9号	六条二丁目10番28号	平松二丁目3番13号
中登美ヶ丘五丁目29番8号	登美ヶ丘一丁目2番2号	東紀寺町二丁目8番12号
中登美ヶ丘五丁目29番7号	平松一丁目8番18号	芝辻町二丁目4番6号
中登美ヶ丘五丁目29番6号	西大寺竜王町一丁目2番47-2号	芝辻町三丁目6番35-1号
中登美ヶ丘五丁目29番5号	西登美ヶ丘三丁目9番6号	四条大路一丁目6番8号
中登美ヶ丘五丁目29番2号	大安寺四丁目1番6号	学園南二丁目6番2号
三条宮前町5番18-室番号	富雄北二丁目10番15号	富雄元町一丁目5番30-1号
西登美ヶ丘一丁目5番32-1号	登美ヶ丘六丁目5番11号	西大寺新町一丁目5番5号
宝来四丁目5番17号	六条緑町二丁目14番11号	二条大路南五丁目3番4号
西大寺野神町二丁目7番14-1号	松陽台三丁目18番7号	六条一丁目22番11号
菅野台13番17号	登美ヶ丘四丁目3番15号	

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第78号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号の規定により公示します。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年1月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所

2970101941	通所介護	特定非営利活動法人夢のかけはし	奈良市中町3844番地	デイサービスセンターとみのくに	奈良市中町3857番地
------------	------	-----------------	-------------	-----------------	-------------

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和3年 10月1日	サエラ薬局 なかとみ店	奈良市中登美ヶ丘六丁目町3番 5号101号	株式会社 サエラ薬局 代表取締役 小池 由久

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第80号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和3年 12月28日	八木 誠	医療法人せいわ会 登美ヶ丘リハビリ テーション病院	奈良市中登美ヶ丘六丁目 12-2	リハビリテーション科 (ぼうこう又は直腸機 能障害、小腸機能障害)

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年2月8日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和4年 1月1日	薬局マツモトキヨシ パラディ学園前店	奈良市学園北1-10-1パラディ学 園前11階	株式会社 マツモトキヨシ 代表取締役 松本 貴志

(令和4年2月8日揭示済)

奈良市告示第82号

令和3年度軽自動車税(種別割)納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和3年度軽自動車税(種別割)納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和3年5月10日
3 送達を受けるべき者
別紙に記載
別紙省略

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
井谷眼科医院	奈良県奈良市西大寺南町1番3号 三和西大寺南町ビル8F	令和3年 12月31日
稲垣医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目5-14	令和3年 12月31日
西大寺駅前A皮膚科	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号 サンワシティ西大寺3階	令和3年 12月31日
橋本歯科医院	奈良県奈良市大宮町六丁目3-21	令和4年 1月11日
おかだ歯科医院	奈良県奈良市紀寺町414-5	令和3年 12月31日

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
井谷眼科	奈良県奈良市西大寺南町2番4号 サンスクリット西大寺1F	令和4年 1月1日
稲垣医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目5-14	令和4年 1月1日
西大寺駅前A皮膚科	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号 サンワシティ西大寺3階	令和4年 1月1日
医療法人良寿会 おかだ歯科医院	奈良県奈良市紀寺町414-5	令和4年 1月1日
スギ薬局 南永井町店	奈良県奈良市南永井町400番地	令和4年 2月1日

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中村 喜則 奈良市藤原町 91 番地の 1	中岡 健 奈良市藤原町 208 番地

2 変更の年月日

令和4年1月9日

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第86号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和4年 1月21日	藤野 高久	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	循環器内科(心臓機能障害)
令和4年 1月21日	藤本 隆富	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	循環器内科(心臓機能障害)

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第87号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年2月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和4年 1月27日	西村 幸寿	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	消化器外科(ぼうこう又は直腸機能障害)

(令和4年2月9日揭示済)

奈良市告示第88号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年2月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年2月10日揭示済)

奈良市告示第89号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和4年2月10日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

3 処分年月日

令和4年2月10日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年7月5日、同月12日、同月15日、同月20日及び同月29日

(令和4年2月10日揭示済)

奈良市告示第90号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年2月14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年2月14日揭示済)

奈良市告示第91号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年2月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年12月14日 奈良市指令整開 第20A-1001号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年2月15日 第1797号

公共施設 令和4年2月15日 第890号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市柏木町262番の一部、263番2の一部及び283番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲川 元庸

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市柏木町262番の一部

防火水槽: 奈良市柏木町263番2の一部

調整池1: 奈良市柏木町263番2の一部

調整池2: 奈良市柏木町262番の一部及び263番2の一部

(令和4年2月15日揭示済)

奈良市告示第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年2月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年9月16日 奈良市指令整開 第20A-20号

令和4年2月14日 奈良市指令整開 第20A-20-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年2月15日 第1798号

公共施設 令和4年2月15日 第891号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条宮前町44番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作

5 公共施設の種類、位置及び区域

防火水槽：奈良市三条宮前町44番1の一部

(令和4年2月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年2月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年2月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大安寺三丁目85-2他		分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
敷島町一丁目1153-55		分流	
川上町563-3他		合流	
大安寺一丁目1220-3		分流	
大安寺一丁目1220-3の一部		分流	
南登美ヶ丘3332-1の一部他		分流	
中山町1389		分流	
鳥見町四丁目4-16		分流	
法華寺町1305-1の一部		分流	
四条大路一丁目774-1他		分流	

位置図省略

(令和4年2月1日揭示済)

奈良市企業局告示第5号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年2月14日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 山岸設備	代表取締役 山岸 導成	大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号	令和4年1月24日
株式会社 AQ	代表取締役 成宮 遼河	大阪府柏原市平野一丁目9番34-102号メゾン平野	令和4年2月1日

(令和4年2月14日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第2号

令和4年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和4年2月9日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和4年2月15日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和3年度3月補正予算要求額について
- (2) 令和4年度予算要求額について
- (3) 奈良市立一条高等学校教員の任用について
- (4) 令和3年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校及び春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について
- (5) 市立幼稚園の再編実施方針について

議事

議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について

議案第56号 奈良市社会教育委員の委嘱及び任命について

議案第57号 令和4年度奈良市立学校の教材使用の承認について

その他報告事項

- (1) 令和4年4月1日の「奈良市子どもセンター」の開設について

協議事項

- (1) 奈良市におけるICT教育について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年2月9日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第3号

令和3年7月11日執行の奈良市長選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年2月15日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年7月11日執行 奈良市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
18,600,000円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年7月11日執行 奈良市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）18,600,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	谷川 和広	所属党派	無所属	令和3年6月21日から	第1回分
出納責任者氏名	霜島 純一			期間 令和3年7月19日まで	

収 入			支 出	
主 たる 寄 附			費 目	金 額
氏名・団体名	職 業	寄 附 額		
岡谷医療労働組合		500,000 円	人 件 費	0 円
平和会医療労働組合		500,000	家 屋 費	140,000
日本共産党奈良地区委員会		500,000	選挙事務所費	140,000
奈良民主商工会		300,000	集会会場費等	0
奈良合同法律事務所		100,000	通 信 費	0
日本共産党奈良県委員会		70,000	交 通 費	0
日本共産党奈良県委員会		70,000	印 刷 費	330,830
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 料 費	6,853
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		2,040,000	今 回 計	477,683
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,040,000	総 計	477,683

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和3年7月19日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

(令和4年2月15日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第4号

令和3年7月11日執行の奈良市議会議員選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年2月15日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年7月11日執行 奈良市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
6,095,400円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

(令和4年2月15日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和4年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年2月4日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年2月14日(月)午後2時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟2階 203会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地の公売に係る買受適格証明について
 - (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(1月専決処理分)
 - (6) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
 - (7) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
 - (8) 受理の取り消しについて(1月専決処理分)
 - (9) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (10) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (12) 知事許可について(1月許可分)
- ・農政関係に関する事項
- (1) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の設定について
 - (2) 令和4年遊休農地解消活動について
 - (3) なら農業委員会だより第73号について
 - (4) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査について
 - (5) 奈良市の農業・農産物に関するアンケート集計結果について

(令和4年2月4日揭示済)